

ID: 101

担当部署: 福祉課

<b>処分の概要</b>	使用の登録及び変更登録		
<b>例規名 根拠条項</b>	柴田町地域活動支援センター条例 第10条第1項		
<b>例規番号</b>	平成20年条例第26号		
<b>【基準】</b>			
<p>第9条、第10条及び柴田町暴力団排除条例第6条の規定による。  (使用対象者及び定員)</p> <p>第9条 センターを使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児(以下「障害者等」という。)で、町内に居住するもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者</p> <p>2 次条第3項の登録者でセンターを使用するもの(以下「使用者」という。)の定員は、おおむね次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 柴田町地域活動支援センターしらさぎ 20人</p> <p>(2) 柴田町地域活動支援センターもみのき 15人</p> <p>(登録等)</p> <p>第10条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ町長に申請し、登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 町長は、前項の規定による登録をする場合、必要な事項を審査し、登録の可否を決定し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により登録された者(以下「登録者」という。)について、センターを使用させることができる。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第6条 町長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例(平成21年柴田町条例第27号)に定めるもののほか、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができるものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日